

令和7年9月議会

福祉都市委員会報告資料

	ページ
1. 報告第50号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について	… 1
2. 北筑昇華苑の火葬炉設備等更新事業について	… 5
3. 福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画改定原案のパブリック・コメント実施について	… 7

保健医療局

1. 報告第50号 交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

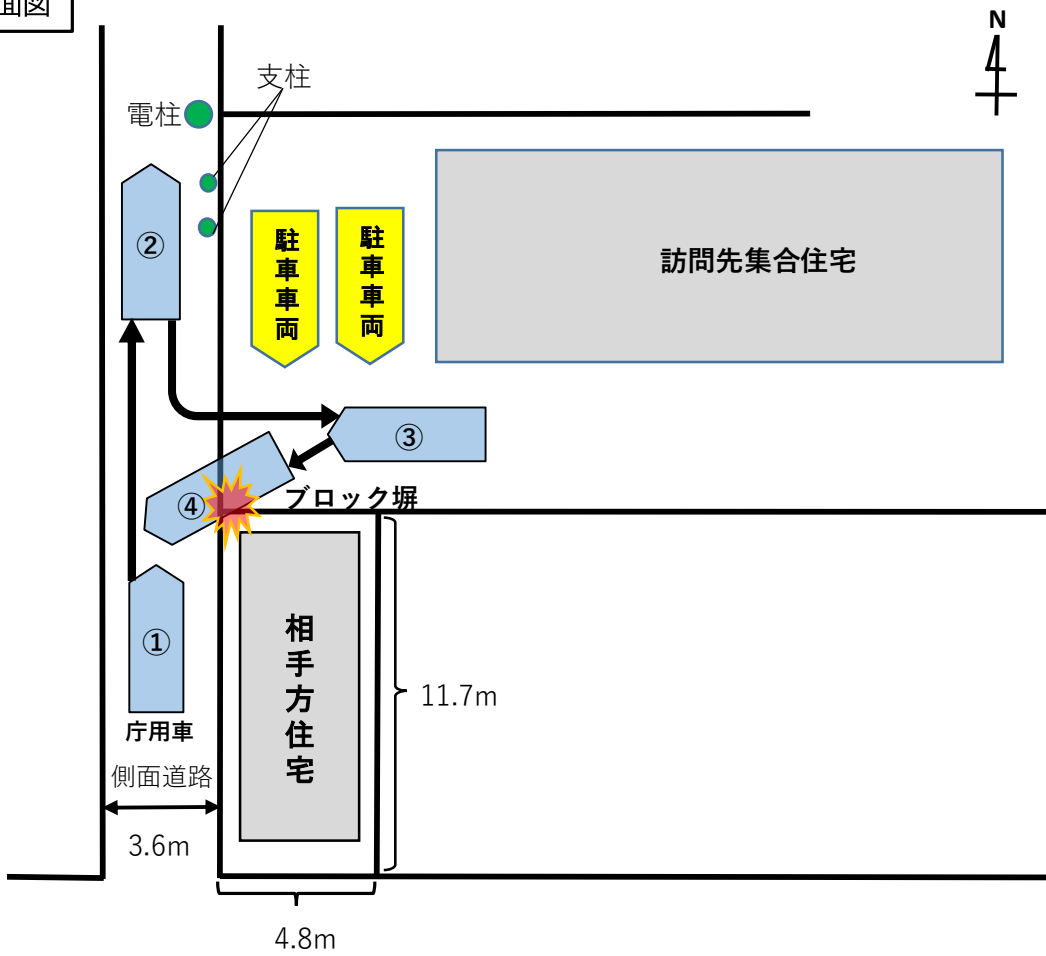
事 故 報 告 書

事故発生日時	令和 7年 2月 21日 (金曜日) 13時 00分頃 天候：晴			
事故発生場所	福岡市中央区港三丁目3番3号			
相手方	住 所	熊本市西区池田二丁目22番21号		
	氏 名	株式会社 増田		
事故の概要	<p>令和7年2月21日(金)13時、保健医療局生活衛生部動物愛護管理センター職員が、訪問した集合住宅の敷地から道路に出ようとした際に、車両左側の確認不足により、隣接する相手方住宅の敷地境界ブロック塀(高さ約30cm)に車両が接触し、ブロック塀を破損したものの。</p>			
損害の程度	相手方	人的損傷	なし	
		物的損傷	住宅敷地境界のブロック塀(2個) 66,000円・・・(A)	
	市側	人的損傷	なし	
		物的損傷	車両左側下部(スライドドア下側)	
過失割合	相手方	0 割	本市	10 割・・・(B)
損害賠償額 (A) × (B)	66,000 円			

位置図



平面図



事故現場写真



相手方施設設備損傷写真



庁用車損傷箇所写真（スライドドア下側）



2. 北筑昇華苑の火葬炉設備等更新事業について

火葬業務を共同運営する一部事務組合「北筑昇華苑組合」において、老朽化している火葬炉設備等更新事業が実施されることから報告を行うもの。

1 事業概要

(1) 整備内容

火葬炉設備（16 炉）、炉前ホール改修（空調、照明等）、告別室改修（空調、照明）

(2) 整備期間・事業費

令和 7～11 年度 1,859,436,700 円（税込）

※自己資金及び地方債を活用（構成市町に、新たな負担は発生しない）

(3) 事業者

太陽築炉工業株式会社

(4) 整備期間中の火葬

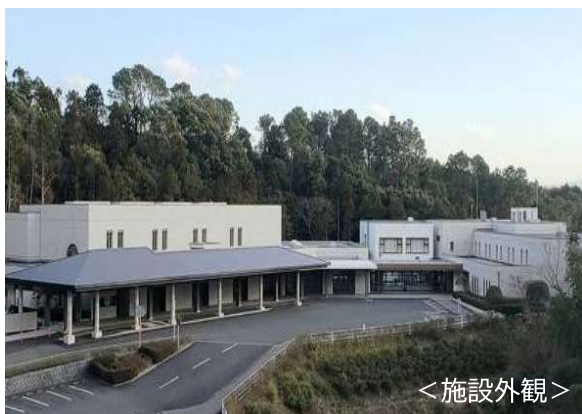
市民サービスの低下及び火葬待ちが発生しないよう、年間 4 炉ずつ更新

2 事業スケジュール

年 度	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
事業者選定	● 8月:事業者決定、契約締結				
設計、機器製作	➡				
更新工事		➡		～ R11.11.30まで	

(参考)

1 北筑昇華苑の概要



- ・所在地：古賀市青柳 145 番地 1
- ・供用開始：昭和 56 年 12 月 9 日
- ・火葬炉数：16 基
- ・告別室：3 室
- ・収骨室：3 室
- ・待合室：12 室
- ・施設運営：直営

○火葬件数（令和 6 年度）

	件数
福岡市（全体）	15,677
うち福岡市葬祭場	13,282
うち北筑昇華苑（福岡市東区民）	2,395
北筑昇華苑（全体）	6,249

- ・福岡市の火葬件数の約 15%を火葬
- ・北筑昇華苑の火葬件数の約 38%を福岡市東区民が占める

2 北筑昇華苑組合の概要

地方自治法第 284 条の規定に基づき設立され、火葬業務を共同処理する一部事務組合であり、本市を含む 3 市 7 町で構成

- ・設立日：昭和 45 年 4 月 1 日
- ・構成団体：3 市（福岡市、古賀市、福津市）
7 町（志免町、宇美町、久山町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町）
- ・組合長：田辺 一城（古賀市長）
- ・事務所：古賀市役所（古賀市駅東 1 丁目 1 番 1 号）

3. 福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画改定原案のパブリック・コメント実施について

1 意見募集の趣旨

「新型インフルエンザ等対策行動計画」とは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、国、県、市町村がそれぞれ定める計画であり、本市は現行計画を平成26年5月に策定している。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和6年7月に国計画、令和7年3月に福岡県計画の改定が行われた。

この度、上記を踏まえ、市計画の改定原案を作成したため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和7年9月12日（金）～令和7年10月14日（火）

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

＜閲覧・配布場所＞

情報公開室（市役所2階）、情報プラザ（同1階）、
保健所健康危機管理課企画調整係（あいれふ10階）、
各区情報コーナー、各区健康課、入部出張所、西部出張所

(3) 募集方法

電子メール、FAX、郵便、窓口への持参

(4) 広報

市政だより10月1日号及び本市ホームページへ掲載

3 改定スケジュール

時期	内容
令和7年6月24日	第1回 福岡市感染症危機管理専門委員会開催
7月25日	第2回 福岡市感染症危機管理専門委員会開催
9月	福祉都市委員会報告
9月～10月	パブリック・コメント実施
12月	計画改定
令和8年2月	議会報告

福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画改定原案の概要について

1 福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画について

- 「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小とすることを目的とするもの。
- 本計画では、国及び県の計画に準じて、感染症対策において必要となる13の項目について、準備期、初動期、対応期の3つの時期に分け、対策の内容を記載している。
- なお、今回の改定に当たり、計画の内容をより明確に示すため、名称を「新しい感染症による危機に備えた福岡市の行動計画」としている。

2 改定のポイント

(1) 対策項目の拡充

- 現行計画の7項目から13項目に拡充。(⑤⑨⑩⑪⑫は新設、②③は分割。)

①実施体制	②情報収集・分析	③サーベイランス
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション		⑤水際対策
⑥まん延防止	⑦ワクチン	⑧医療
⑨治療薬・治療法	⑩検査	⑪保健
⑫物資	⑬市民生活及び市民経済の安定の確保	

(2) 時期区分の変更

- 現行計画の5つから3つに再編。

現行計画	改定後の計画
①未発生期	①準備期 新型インフルエンザ等の発生に備え、予防や事前の準備を行う時期
②海外発生期	②初動期
③県内発生早期	③対応期 国内外で発生を探知し、有事の体制に移行していく時期
④県内感染期	
⑤小康期	政府対策本部の設置後、国の基本的対処方針に基づき、対策を実施する時期

3 改定原案の概要

- (1) 本計画が対象とする感染症（第1章 2）
新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
- (2) 対策実施に当たっての基本的な考え方（第2章 2）
計画の目的達成に向け、以下の基本的な考え方に基づいて対策を実施する。
- ・ 平時からの備えを整理し、必要に応じて拡充すること。
 - ・ 感染症の発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応すること。
 - ・ 対策の実施に当たり、基本的人権を尊重すること。
 - ・ 国や県、医療機関などの関係者間で相互に連携すること。
- (3) 対策の実効性確保のための取組（第2章 3）
対策の実行性の確保のため、各対策項目の複数に共通する以下の取組を推進する。
- ・ 感染症対応に必要な知識やスキルを持つ人材の育成
 - ・ 迅速な情報共有や業務の効率化を図るためのDXの推進
 - ・ データ等を活用したエビデンスに基づく対策の推進
 - ・ 新型インフルエンザ等への備えと意識を高める取り組みの継続的な実施
- (4) 対策推進のための役割分担（第2章 4）
国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者、市民の各役割
- (5) 計画における対策項目と時期区分（第3章 1、2）
- (6) 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組（第4章 1～13）
- 対策項目ごとに考え方と時期区分における取組を記載。

主な取組の内容
<p>① 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none">・ 準備期に全庁的な情報共有、訓練・人材育成の実施、関係機関との連携を強化・ 初動期に市対策本部を設置し、全庁的な対応・人員体制の強化を進める。
<p>② 情報収集・分析</p> <ul style="list-style-type: none">・ 準備期から情報収集を実施するとともに、有事に備えた情報の整理・把握手段を確保・ 初動期から新型インフルエンザ等の発生状況や対策等に関する国内外の情報収集を行い、対応期は実施体制等を柔軟に見直しながら情報収集等を行う。

主な取組の内容
<p>③ サーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期から感染症の異常な発生を早期探知するためのサーベイランスを実施 ・初動期に体制を強化し、全数把握や積極的疫学調査などにより、発生動向の推移や感染症の特徴、病原体の性状等に関する情報収集などを実施
<p>④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期から感染症情報の提供・共有を通じたリスクコミュニケーションや、偏見・差別等に関する啓発を実施するとともに、有事における情報提供の内容や方法等を検討 ・初動期以降相談ダイヤル等を設置するとともに、発生した感染症に関する情報提供・共有、リスクコミュニケーションを実施
<p>⑤ 水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期に検疫所と連携し、福岡空港や博多港が特定検疫港になることを想定した体制を検討 ・初動期以降、迅速に医療に繋げるため、国等と連携しながら健康監視を実施
<p>⑥ まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期に基本的な感染対策や発生時の対策強化について、市民等の理解を促進 ・初動期以降は入院勧告や外出自粛要請などのまん延防止策を講ずるとともに、県が実施するまん延防止等重点措置や緊急事態措置に協力し、県と連携して対応
<p>⑦ ワクチン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期に接種対象者やその数を想定し、接種体制の検討や関係者との連携体制を構築 ・初動期から接種会場や従事者の確保などの準備を進めつつ、対応期には速やかに接種開始するとともに、感染状況等を踏まえ接種体制を柔軟に拡充
<p>⑧ 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期から県や医療機関等と連携し、有事に備えた医療提供体制を整備 ・初動期に相談センターを設置するとともに、医療機関への受診方法等について周知 ・対応期には県と連携し、医療提供体制を確保するとともに、入院調整・移送を実施
<p>⑨ 治療薬・治療法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期から国が主導する治療薬・治療法の研究開発に協力 ・初動期から必要に応じ、国や県と連携して薬の予防投与・有症時の対応指導を実施し、対応期に国が示す治療薬や治療法について周知

主な取組の内容
<p>⑩ 検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期から検査機器や検査物資、人材の確保を行うなど有事に備えた検査体制を整備 ・初動期から速やかに有事体制に移行し検査を実施するとともに、国の示す方針に基づき検査実施体制を柔軟に変更
<p>⑪ 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期から保健所・保健環境研究所の人材育成や体制整備、業務の効率化・省力化を検討 ・初動期から速やかに有事体制に移行し対応を実施するとともに、感染状況等を踏まえて体制を柔軟に変更
<p>⑫ 物資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期に感染症対策物資等を備蓄するとともに、市民等に生活必需品等の備蓄を勧奨 ・初動期から感染症対策物資等の流通状況を把握し、対応期には購入・他自治体との融通などにより必要量を確保
<p>⑬ 市民生活及び地域経済の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備期に、要配慮者への生活支援などの市民生活・経済の安定に必要な対策の実施について検討 ・初動期から関係機関と連携して準備を進め、必要な支援や情報共有を実施

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る主な対応と課題

令和5年12月議会 福祉都市委員会報告資料「福岡市感染症予防計画(素案)のパブリック・コメント実施について」より抜粋

区分	主な対応	課題
検査体制	<ul style="list-style-type: none"> 保健環境研究所における検査機器の増台や、医師会と連携したPCRセンターの運営等により、検査体制を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 流行初期からの速やかな検査能力の確保
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> 県、医療機関等と連携した外来・病床の確保、感染急拡大時における転院支援調整本部設置や従事者への定期的な検査により、医療提供体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 平時からの医療機関との連携や新興感染症に対応する医療機関の役割分担の整理 感染急拡大時における外来・病床のひっ迫
自宅・施設療養	<ul style="list-style-type: none"> パルスオキシメーターの貸与、食料品等の配付、SMSを活用した健康観察や医療機関への特別給付金の支給による往診・オンライン診療等により、自宅等での療養を支援 従事者への定期的な検査や専門家の派遣等により、施設内での感染拡大を防止 	<ul style="list-style-type: none"> 感染急拡大時における自宅療養者への医療の提供 施設療養中の感染対策
保健所体制	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策室の設置や増員・応援、外部専門職の活用により、体制を確保 感染動向や国の方針を踏まえた業務の重点化 委託化やICTの活用等による効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 有事体制への迅速な移行 感染急拡大時における保健所への業務負担 業務の重点化に係る全市方針の検討等の区間調整 区を超えた患者の発生に係る情報集約等の対応